

## 広島平和記念資料館へのキャッシュレス決済導入等業務に係る基本仕様書

本仕様書は、本市（以下「発注者」という。）が発注する以下の業務に関して、受注者が当該業務を履行するために必要な事項を定める。

### 1 業務名

広島平和記念資料館へのキャッシュレス決済導入等業務

### 2 目的

広島平和記念資料館の常設展示に係る料金の支払手段に、クレジットカード、電子マネー及びQRコード（以下「クレジットカード等」という。）によるキャッシュレス決済を導入し、市民サービスの向上、業務の効率化及び行政のデジタル化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の予防策の一環とすることを目的とする。

### 3 委託業務内容

主な業務内容は以下のとおりとする。

(1) キャッシュレス決済に対応した端末（以下「端末」という。）の提供・設置

(2) 運用支援

ア 端末のセットアップのサポート

イ 端末の操作研修の実施

ウ 運用業務に必要なマニュアルの提供

エ 運用、保守の実施

(3) キャッシュレス決済等を行った対象の歳入科目（別紙1「表1 指定納付受託業務の対象となる歳入科目」のとおり）に係る、地方自治法（地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条による改正後の地方自治法をいう。）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の業務

(4) その他、本業務に必要な業務

### 4 キャッシュレス決済端末

(1) 仕様等

ア 操作が簡易であり、1件当たりの決済にかかる時間が短い機器とすること。

イ クレジットカード等の読取・決済が可能であること。また、QRコード読取については、ストアスキャン方式とすること。

ウ POS機能が利用できること。また、当該POS機能は、発注者が現金払い分も含めて簡単に会計処理を行えるものであるとともに、決済日時、支払手段、個人・団体等の区分（次表のとおり）及び人数、件数、金額等の各種データの集計、蓄積機能を備えていること。また、当該集計データは、発注者がEXCEL等で使用できる形式に出力できること。このほか、集計可能なデータがあれば、提案すること。

(参考) 集計が必要となる区分

区分		1人当たり料金
個人	大人	200円/回
	小人	100円/回
	計	
団体	大人	160円/回
65歳以上		100円/回

※ その他、必要に応じて減免等に関する任意の項目を運用開始後にも追加できるような仕様とすること。

エ 端末画面又は Web 上で決済承認済の確認が可能であること。また、決済したデータは、その日の閉館後、速やかに当日分のデータが集計され、端末画面で又は Web 上で当該集計データの確認が可能であること。

オ 決済センターとは、無線 (Wi-fi、3G 及び LTE) で通信が可能であること。

カ PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) の現行基準に準拠するクレジットカード情報非保持型のものであること。

キ 読み取ったカード情報、決済情報は、暗号化した上でカード会社へ送信すること。

ク カードリーダーのセキュリティは、PCI PTS (PIN Transaction Security) 認定を取得していること。

ケ 別紙 1「表 1 指定納付受託業務の対象となる歳入科目」のほか、広島平和記念資料館常設展示の音声ガイド (以下「音声ガイド」という。) の使用料についても決済できるようにすること。ただし、音声ガイドの使用料のキャッシュレス決済については、別途 (公財) 広島平和文化センターと契約を締結し、クレジットカード等により決済した料金は同センターに振り込むこととし、決済手数料及び月額使用料は同センターに請求すること。

## (2) 調達物品及びその数

上記(1)の仕様等を満たす端末等一式については、応募者が提案すること。

※ 調達物品は新品であること。

※ 当該物品名及び所要台数、購入/賃貸借の別、税込価格その他必要物品・経費を見積書に明示すること。その場合においても、総額は「広島平和記念資料館へのキャッシュレス決済導入等業務公募型プロポーザル手続開始の公示」の 3-(3)に示す上限額を下回っていること。

※ 決済センターとの通信にインターネット環境の整備が必要となる場合も、見積書に明記すること。

※ その他、運用上の条件があれば、提案書に明示すること。

## 5 契約履行期間

契約締結の日から令和 4 年 3 月 31 日まで

## 6 設置する施設等

広島平和記念資料館 東館 1 階 (3 か所)

## 7 キャッシュレス決済の利用開始日

受注者の提案によるものとする。

## 8 指定納付受託者の業務

### (1) 指定納付受託業務の対象となる料金

別紙1「表1 指定納付受託業務の対象となる歳入科目」のとおり

### (2) 利用可能な決済サービス・ブランド等

以下のア、イ、ウの決済サービス及び各ブランドは必須とし、その他の決済サービス及びブランドについては提案によるものとする。

#### ア クレジットカード

Visa、Mastercard、JCBのうち2社以上

#### イ 電子マネー

交通系ICカード（ICOCA等）

#### ウ QRコード

PayPay

※ 導入・運用上の条件があれば、提案書に明示すること。

### (3) 指定納付受託の方法等

受注者は、地方自治法（地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条による改正後の地方自治法をいう。）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「受託者」という。）となること。なお、納付方法は、納入義務者等に代わり受託者が立替払いをする「立替払い方式」とする。

ア クレジットカード等により決済した料金は、各月末日を締め日とし、翌月末日（土日祝日の場合はその前日）までに、納入義務者が選択するクレジットカード等の支払方法を問わず、発注者が交付する納付書により料金を一括で納付すること（又は、発注者が指定する口座に料金を一括で納付すること）。

イ 月ごとのキャッシュレス決済による料金の内訳明細及び決済手数料の明細を納付予定日の5営業日前までに発注者に提出、又は、納付予定日の5営業日前までにWeb上で発注者が確認できるようにし、観覧券交付枚数と差異がある場合、内容を精査し、修正すること。

ウ 上記アで納付された料金に決済手数料率を乗じた額（税込）については、納付確認後、受注者の請求により支払うものとし、1円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。ただし、当該支払方法が困難な場合はその理由を明記した上で他の支払い方法を提案し、発注者がその提案を承認した場合は、この限りではない。

エ 発注者が交付する納付書によらない場合、料金を発注者が指定する口座に振り込む際の振込手数料は、受注者が負担すること。

### (4) その他

ア 受託者は本業務に係る処理を他に委託してはならない。ただし、業務の一部について、事前に申請し、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

イ 決済ブランドの追加等の将来的な機能追加については都度提案すること。

## 9 セットアップ・保守・研修の実施

### (1) 端末のセットアップのサポート

ア 上記7に記載する利用開始日より前に、端末の設置、セットアップのサポートを行うこと。また、利用者に対してキャッシュレスでの支払いが可能であることを案内するポップ等を用意すること。

イ 導入時の端末の設定内容等については、発注者と調整の上、決定すること。

### (2) 保守対応

ア ハードウェア、ソフトウェアを含めたシステム全体の保守管理を行うこと。

イ 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。

ウ 広島平和記念資料館の開館日及び開館時間（土日祝日を含む。）は、常時、障害発生時には直ちに対応できる体制を整備し、窓口業務への影響が最小限になるよう対応すること。

なお、広島平和記念資料館の休館日は12月30日及び同月31日である。

### (3) 端末の操作研修

令和4年2月15日～17日に、端末の操作に関する研修を行うこと。具体的な研修の実施方法等は、発注者と調整の上、決定すること。なお、上記6の端末の設置場所における研修受講予定者数は、別紙1「表2 研修受講予定者数」のとおりである。

### (4) 操作マニュアル

端末の使用、操作マニュアルを納品すること。操作マニュアルには、決済取消時の対応や誤操作時の対処方法等についても図や写真等を用いて分かりやすく記載すること。

## 10 その他

(1) 受注者は、本業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

(2) 発注者は受注者に必要な情報を提供するものとする。

(3) 受注者は、業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、又は開示してはならない。

(4) 受注者は、予期せぬ事態が生じたときは、速やかに発注者に報告し、指示を仰ぐこと。

(5) 本業務に関する契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等により消費税額等に変動が生じた場合は、後日、変更契約を締結する。

(6) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に発注者にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。

(7) 受注者が本業務の内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。

ただし、業務内容の主たる部分を除く一部について、あらかじめ発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。

(8) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項が生じた場合について、発注者と受注者双方協議の上決定する。

表 1 指定納付受託業務の対象となる歳入科目

単位：円

歳入科目	参考金額	
	平成31年2月～3月分	平成30年度
平和記念資料館使用料	30,721,360	201,336,520

表 2 研修受講予定者数

単位：人

設置場所	常勤職員	嘱託職員・ 臨時職員	計
広島平和記念資料館	3	9	12

(参考) 音声ガイド使用料

単位：円

科目	参考金額	
	平成31年2月～3月分	平成30年度
音声ガイド使用料	1,711,700	13,433,850

※ 1台400円。30台以上の団体使用の場合、1台350円。イヤホン1本100円。

※ 解説言語は14言語。言語別に貸出台数が集計できるようにすること。

## 1 委託料の支払

決済手数料を除くキャッシュレス決済の導入、運用等に係る経費は、広島市委託契約約款第13条に基づき、検査後、受注者の請求により支払うものとする。

対象	委託料	支払予定日
令和4年2月	円	請求日から30日以内
令和4年3月	円	請求日から30日以内
合計	円	—

## 2 決済手数料の支払

納付された料金に決済手数料率を乗じた額(税込)を、納付確認後、受注者の請求により支払うものとし、1円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。

(決済手数料率の内訳)

決済手段	ブランド	1決済当たりの 決済手数料率(%)	消費税 (課税/非課税)
クレジットカード			
電子マネー			
QRコード (スマートフォン決済)			